

平成 21 年度 社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 事業計画

事業計画策定にあたって

本会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進役として、地域住民、立川市、さまざまな団体、企業など、地域を構成する多様な「市民」と連携し、地域福祉の推進を計画的に進めてまいります。

現在、「100年に一度」といわれる経済不況の影響を受け、企業収益の悪化、消費の冷え込み、雇用の不安定化などが日本社会を覆い、社会問題になっています。一方、地域社会に目を向けても、近隣関係の希薄化、巧妙化する振り込め詐欺被害、自殺者の増加、深刻な虐待問題などが出現し、今こそ、社会のなかでの人と人とのつながり、お互いの助け合い、支え合いが強く求められています。

このようななか、本年度は、平成17年度から本会が市民とともに推進してきた、第2次「立川あいあいプラン21」の最終年を迎えます。様々な社会環境の変化も踏まえながら、その理念として掲げた『誰もが安心して楽しく暮らせるまち「立川」』の実現に向けて、役職員一同邁進してまいります。市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

■本会の使命「住民主体による福祉コミュニティづくり」

私たちは、幅広いあらゆる市民の声を聞き、受け止め、大切にし、市民が自ら考え行動することを促進し、誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまち「立川」を築きます。

■第2次「立川あいあいプラン21」(平成17年度～21年度)に掲げた5つの目標

- 目標1 地域課題に対応する住民福祉活動の推進
- 目標2 ボランティア・NPO 活動の推進
- 目標3 市民の主体的な学びの支援
- 目標4 市民の権利を擁護するしくみづくり
- 目標5 市民の生活支援のための相談体制・情報提供の充実

■目標達成に向けた平成21年度の重点推進事項

1 第3次「立川あいあいプラン21」の策定

第2次「立川あいあいプラン21」の推進、評価を踏まえ、また、新たな地域課題を把握しながら、市民参画による策定委員会を設置して、地域福祉市民活動計画と法人組織の発展強化計画をあわせた、第3次「立川あいあいプラン21」(平成22年度～26年度)を策定します。計画の策定過程をとおし、地域の住民福祉活動の推進や地域団体の取り組みとの連携強化に向けた基盤整備を実施していきます。

2 「地域福祉コーディネーターモデル配置事業」の充実

第2次「立川あいあいプラン21」に基づき、立川市と連携して栄町・若葉町地区に配置した、「地域福祉コーディネーター」のモデル配置を継続し、より地域に密着しながら、人と人とのつながり作りや地域課題に対

応する住民福祉活動を推進します。また、モデル配置の評価にもとづき、市内他地区にも順次地域福祉コーディネーターが配置できるよう取り組みます。

3 「市民活動センターたちかわ」の機能の充実

「地域福祉コーディネーター」を中心とした地域づくりや住民の支え合い活動の推進、NPO 支援、立川市第3次基本計画策定市民会議の運営や「地域学習館運営協議会」(旧公民館)への参画をとおした市民と行政の協働の推進など、多様な中間支援組織機能を発揮しながら「市民活動センターたちかわ」を運営します。

4 「地域あんしんセンターたちかわ」の発展

判断能力の低下した市民への日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の普及・推進、法人後見の受任、たちかわ入居支援福祉制度(住宅保証人制度)、立川市高齢者虐待ネットワーク(仮称)への参画などを通じて、「地域あんしんセンターたちかわ」を発展させ、市民の、人としての尊厳の保持や権利擁護を充実します。

5 基幹地域包括支援センターの運営による地域ケアの基盤構築

総合的な地域ケアのマネジメントを担う「地域包括支援センター」を運営し、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防を推進します。また、市内6箇所の地域包括支援センターと3箇所の福祉相談センター間のネットワーク形成をはじめとして、地域の関係機関・団体間の連携促進、住民活動とのネットワーク形成など、統括的な支援を行う基幹地域包括支援センターとして、立川市との連携のもと地域ケアの基盤構築を推進します。

6 総合的な地域ケア機能の発揮

「市民活動センターたちかわ」、「地域あんしんセンターたちかわ」、「基幹地域包括支援センター」を一体的に運営する社会福祉協議会として、各センターの取り組みの連携のもと、互いの機能、役割を発揮し、市民と専門職、関係機関間のネットワーク構築による地域福祉推進の総合的な取り組みを進めます。

7 生活安定化対策の充実

企業業績の悪化などによる非正規職員の解雇や予期せぬ退職などによる低所得の問題が増加しています。そのような中で正規雇用を目指すために職業訓練、技能習得にチャレンジする市民の支援や高校、大学受験のための塾代や受験料を貸し付ける、生活安定化総合対策事業を、立川市と連携して実施します。

8 地域におけるセーフティネット機能の充実と経営基盤の強化

社会福祉法人としての責務を果たし、地域における福祉のセーフティネット機能を発揮して、介護保険事業や障害者自立支援法に規定する事業所を運営します。また、事業経営にあたっては、法令の遵守と情報公開を徹底し、健全な事業展開を図るとともに法人の経営基盤を強化します。

I 法人運営事業

法人の健全経営や、地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自律的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性の確保を果たし、次の事務事業を行います。

1. 組織運営事業

事業名等	内容	備考
(1)理事会等の開催	地域福祉の担い手としてふさわしい事業を住民とともに実施していくため、理事会等を中心として、法人運営の強化を図ります ■理事会の開催(原則として奇数月に開催) ■評議員会の開催 ■三役(会長・副会長・常務理事)調整会議の開催	◆平成 21 年 5 月に理事・評議員が改選され、新たな運営体制となります。
(2)監査の実施	事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施します(年 2 回)	
(3)苦情解決委員会の開催	社会福祉法に基づく苦情解決制度の運営と苦情解決第三者委員会の開催等を行います	
(4)会員募集キャンペーン	7 月を中心に地域自治会等の協力を得て、会員募集を実施します ○目標/11,000 会員。会費 6,328 千円	◆社協をいかに知っていただくかに重点を置き、会員の増強に努めます。 ◆団体会員の加入に力を入れていきます。 ◆また、会費だけではなくつながりを意識し、別な参加形態(募金箱、自動販売機設置等)や、グループ会員などボランティアグループなどでも加入しやすい会員の創設等、会員制度の見直しを検討します。
(5)第 3 次立川あいあいプラン 21 の策定	市民参画による第 3 次「立川あいあいプラン21」策定委員会を設置し、第 2 次「立川あいあいプラン21」の評価を踏まえ、地域福祉市民活動計画と社協の経営基盤の強化に向けた発展・強化計画を併せた「第 3 次プラン」の策定を行います。 ■第 3 次「立川あいあいプラン21」策定委員会および発展・強化部会の運営	

2. 研修事業

事業名等	内容	備考
(1)役職員研修	組織の力を高めていくために役職員に対する研修を行います ■役員研修 ■職員研修 ・全体研修…緊急性の高いテーマのものなどを優先的に実施していきます(年 1 回) ・職員を講師にした学習会を実施します	◆平成 18 年度に行った研修プロジェクトの検討結果を活用し、人材育成につなげていきます。

(2)資格取得の奨励	業務に必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得についての支援等を行います	
(3)専門図書等の購入	情報収集等のため、福祉関係の専門図書等を購入します	

3. 連絡調整事業

事業名等	内容	備考
(1)関係機関とのネットワーク	関係機関の主催する各種委員会へ役職員を派遣し、市民の声を届けるとともにネットワーク化を図ります	
(2)民間助成等の情報提供	関係団体への情報提供および申請があった場合の推薦書などの交付を行います	
(3)後援名義の使用許可	関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業等の市民への周知のために後援等を行います	

4. 普及・宣伝事業

事業名等	内容	備考
(1)「あいあい通信」の発行	地域福祉に関する普及宣伝のため、市民参画の広報部会にて、企画・編集を行います ○タブロイド版 8 ページ・年 5 回・1 回 75,000 部発行	◆広報の充実を図るとともに「あいあい通信」の企業広告の掲載について検討します。
(2)ホームページの運営	ホームページのリニューアルを機に、ホームページにより、普段本会と接点のあまりない市民層を対象に情報提供を行っていきます	◆社協活動の普及と自主財源確保のために、会員や寄付金募集などとも絡めながら、団体会員を中心に募金箱の設置を、引き続き呼びかけていきます。
(3)感謝のつどい	「感謝のつどい」を開催し、立川の社会福祉活動に対して協力された方々への顕彰を行います	◆立川市の広報紙「広報たちかわ」や一般紙、ミニコミ紙等への関係記事掲載、ケーブルテレビや FM ラジオ等との連携による普及宣伝活動を行います。
(4)会員向けイベント	社協の活動を支える会員対象のイベント(講演会・映画上映会等)を開催し、併せて社協事業の PR の機会とします	◆市内の企業や商店等に設置できる募金箱を作成します。
(5)パンフレット等の発行	市民向けの社協紹介パンフレット「あいあいガイド」を発行し、社協事業への理解を図ります	

5. 人材育成

事業名等	内容	備考
(1)実習生の受け入れ	社会福祉の専門家や看護師等をめざす学生等に、人材育成の一環として実習の場を提供します	◆実習を行う学校が増え、徐々に依頼件数や受け入れ人数が増えてきています。より効果的な実習を受けることができるよう、受け入れ方やプログラム等の見直しを検討します。

II 地域福祉事業

市民の生活課題に対して、立川駅前にある伊勢丹立川店内の社協あいあいステーションで、専門相談事業などを行い、相談窓口の充実を図り、誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまちを築くよう、次の事務事業を行います。

1. 相談事業

事業名等	内容	備考
(1)専門相談事業	<p>市民の多様化する課題に応えるため、関係機関の協力を得ながら、総合福祉センターと社協あいあいステーションにて、専門相談事業を行います</p> <p>■総合福祉センター</p> <p>○アルコール相談(月2回)／当事者団体</p> <p>■社協あいあいステーション</p> <p>○心のふれあい相談(週1回)／民生委員</p> <p>○法律相談(月4回)／司法書士・弁護士</p> <p>○税金相談(隔月1回)／税理士</p> <p>○年金・労務相談(隔月1回)／社会保険労務士</p> <p>○高齢者在宅介護相談(隔月1回)／地域包括支援センター</p> <p>○成年後見相談(月1回)／司法書士</p> <p>○相続相談(月2回)／相続アドバイザー</p> <p>○外国人相談(月1回)／行政書士 ※在留資格・諸手続等</p> <p>※「成年後見相談」と「相続相談」は地域あんしんセンターたちかわの専門相談として実施します</p>	<p>◆心のふれあい相談については、専門機関にはつなげられないようなケースが多く、相談者の話を聞くということが求められています。</p> <p>◆社協あいあいステーションでの相談については、駅前という立地と休日でも開いているという条件を活かし、他の相談機関が休みのときに、市民が相談を受けられるような体制づくりを心がけています。</p> <p>※法律、成年後見相談は土曜日に開催。税金、年金・労務相談は日曜日に開催。</p>
(2)相談員連絡会の開催	心のふれあい相談員、アルコール相談員を中心に、ケース検討や情報交換を行う連絡会を開催します	

2. 「社協あいあいステーション」運営事業

事業名等	内容	備考
(1)相談事業	総合相談窓口として、福祉や介護、市民活動等についての相談を実施します ※専門相談については前掲	◆相談窓口とともに、社協のPR窓口としての活用を図っていきます。
(2)ミニ手づくり教室「あいのて」	高齢者の生きがいづくりの場として実施します(月3回) ・材料費として、1回735円(税込)の参加費を徴収 ○講師・あいあいステーションスタッフ	◆参加者要望に応え、20年度より回数を増やし、月3回としています。
(3)手づくりショップの運営	市内および近隣の小規模作業所等の利用者や、シルバー人材センターの会員が作成した手づくり品の販売を実施します	◆手づくり品という切り口での施設・団体間のネットワークづくりや、品物の販売等を通しての普及や活動支援を目的として設置しています(売上:年間190万円)
(4)普及イベントの実施	手づくり品ショップのPRや市民の発表の場としてのイベントを開催します ○年4回程度	◆以前イベントに参加された方や、「あいのて」に参加された方々が、イベントにボランティアとして関わっていただくなど、市民を巻き込んだ事業展開を検討中です。
(5)書類等の預かり業務	駅前という立地を活かして、会費・募金、ボランティア保険の受付、書類の預かり業務等を行い市民の利便性の向上を図ります	

3. 緊急援護事業

事業名等	内容	備考
(1)緊急援護事業	一時的に生活が困窮になった方への援護事業を実施します ■緊急援護	

4. 助成事業

事業名等	内容	備考
(1)地域福祉活動費助成	会員会費協力自治会および市内団体に対し、地域福祉活動費の助成を行います ■自治会助成・会費の18%の金額を助成 ■団体助成	

Ⅲ 市民活動センター事業●立川市受託事業(一部)

市民活動を価値観・分野・形態で分断せずに、包括的に支援していく中間支援組織として、市民参画による運営委員会を設置して「市民活動センターたちかわ」を運営し、「協働の推進」、「地域づくり」、「市民活動支援」の3つのキーワードに基づき、以下の事務事業を行います。

1. 運営委員会によるセンター運営

事業名等	内容	備考
(1)運営委員会による運営	市民参画による運営委員会を設置して、市民活動センター事業の企画、推進、評価を行います ■運営委員会の開催 ■専門委員会の開催 ①課題解決実行委員会 ②事業推進委員会 ③団体支援委員会	◆21年度は委員の改選の年にあたりません。運営委員会は、年間4回、各専門委員会は、年間12回の開催を予定しています。

2. キーワード1:「協働の推進」

事業名等	内容	備考
(1)立川市第3次基本計画策定市民会議の運営	立川市第3次基本計画の策定にあたり、市民参加による計画策定の支援を行います ■市民会議の運営 ■市民会議による提言の作成支援 ■その他、必要な支援	◆20年10月に始まった、立川市第3次基本計画策定市民会議の運営を行い、市民と行政の協働による計画策定に努めます。市民会議の提言書は21年7月までに作成する予定です。
(2)協働の仕組みづくりと市民自治推進活動の支援	市民と行政の協働によるまちづくりを進めるために、立川市第2次基本計画策定市民会議のOBを中心とする団体と連携して協働の仕組みづくりや市民自治の推進について研究します ■たちかわ協働みらい会議との連携 ■たまがわ・みらいパーク企画運営委員会への協力	◆たちかわ協働みらい会議の定例会などに参加して、協働の仕組みづくりなどについて研究します。 ◆市民と行政の協働で運営されている、たまがわ・みらいパーク(旧多摩川小学校)の活動に協力し、協働の推進に寄与します。

<p>(3) 市民と行政の協働事業や地域イベントへの参画</p>	<p>市民と行政の「協働」事業や地域イベントなどに積極的に参画します</p> <ul style="list-style-type: none"> ■駅前放置自転車クリーンキャンペーンへの参画 ■「楽市」実行委員会への参画 ■立川昭島マラソン大会への参画 ■立川市総合防災訓練への参画 ■地域学習館運営協議会準備会への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ◆誰もが社会に貢献できる活動として、駅前放置自転車クリーンキャンペーンに小学生や障害者の参加のコーディネートを行います。(参加者数:40名) ◆「楽市」実行委員会に参画し、「まち」のにぎわい、市民活動団体のPRや財源確保の場の提供に努めます。(参加団体:20団体) ◆立川市総合防災訓練に参画し、災害ボランティアの啓発を行います。 ◆地域学習館運営協議会の設置準備会へ参画します。
<p>(4) 関係団体との協働事業の実施や企業の社会貢献活動の支援</p>	<p>関係団体や企業等と協働事業を実施して、地域福祉の啓発、企業の社会貢献活動、市民のボランティア活動への参加などの推進に寄与します</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ふれあいミュージックフェスティバル ■たちかわ散策ウォーキング(立川商工会議所) ■企業の社会貢献活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆東京ガス多摩支店、国立音楽大学と協働して、誰もが良質な音楽にふれる機会を提供します。(来場者1100人) ◆立川商工会議所と連携し、「まち」を案内するボランティアの活動の場を創出します。

3. キーワード2:「地域づくり」

事業名等	内容	備考
<p>(1) 地域福祉コーディネーターの配置による地域づくり</p>	<p>第2次「立川あいあいプラン21」の目標の1つに掲げた、「地域課題に対応する住民福祉活動の推進」を果たすために、「地域福祉コーディネーター」を配置して、地域課題の解決や予防を重視した活動を地域包括支援センターや自治会、民生委員協議会とともに図っていきます</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各種相談の受付と対応 ■講演会、学習会などの開催と住民の組織化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆栄町・若葉町エリアに配置します。 ◆まちの課題を把握して、関係団体とその解決を図っていきます。 ◆市民生活に関するあらゆる相談に対応します。(相談受付件数:150件)
<p>(2) 地域懇談会の開催</p>	<p>地域課題の把握やその解決策の検討、そして、住民同士の顔の見える関係作りなどのために、グッドネイバー運動推進団体や地域の関係機関と連携して地域懇談会を開催します</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域の課題解決のためのネットワークづくり、リーダー組織・人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆グッドネイバー推進団体や自治会、民生委員協議会、地域包括支援センターなどと連携して実施します。
<p>(3) グッドネイバー運動推進団体の支援と連携</p>	<p>小地域での学びあい、助け合い、支えあい活動などを行なうグッドネイバー運動推進団体の支援を行なうとともに、同団体と連携して地域懇談会の実施や地域づくりに根ざした活動を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ■柴崎町、栄町、若葉町、西砂・一番町のグッドネイバー運動推進団体の支援 ■グッドネイバー推進団体との協働事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆グッドネイバー運動推進団体の活動費の補助や定例会への参加などをおこなって、小地域福祉活動を推進します。 ◆グッドネイバー運動推進団体と地域包括支援センターの連携を働きかけ、介護予防の推進などを図ります。
<p>(4) 支えあいサロン活動の促進</p>	<p>高齢者や子育て中の親などが、家庭や地域の中で孤立した生活を送ることがないように、住民のたまり場、交流の場としての支えあいサロン活動を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ■サロン団体への情報提供 ■活動費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センターなどと連携し同センター担当エリアに最低1箇所のサロンの設置を図ります。(サロン登録団体数:40団体)

(5) 学校を核とした市民学習支援、地域づくり	市内の学校を核にして、児童・生徒と地域住民が学び、交流しあう授業づくりなどのコーディネートを行い、児童・生徒の豊かな成長、学校を核とした地域づくりに寄与します ■総合学習の時間や中学生の職業体験、都立高校の「奉仕体験活動」のコーディネートの実施	◆総合学習の時間や都立高校の奉仕体験活動をとおして、地域住民、ボランティア、市民活動団体と学校の連携を強化し、誰もが気軽に地域づくりに参加できるようにコーディネートを行います。 (支援校数:20校)
-------------------------	---	--

4. キーワード3:「市民活動支援」

事業名等	内容	備考
(1) 市民活動に関する相談受付とコーディネート	ボランティア活動、NPO活動などに関する相談を受け、市民のボランティア活動への参加や課題解決などを図るコーディネートを行います ■窓口、電話、訪問、メール等による相談受付	◆ボランティア活動、市民活動などに関する相談を多様な方法で受け、市民の課題解決につなげます。(年間:1100件)
(2) 団塊世代の市民活動参加支援や啓発イベントの開催	団塊世代の方々の地域活動、市民活動への参加のきっかけとなるよう、関係機関と連携したイベントを開催します ■団塊世代向け「そば打ちボランティア養成講座」の開催 ■市民活動への参加のきっかけになるイベントの実施	◆団塊世代等、市民の誰もが気軽にボランティア活動、市民活動に関われるよう、きっかけづくりなどにつながる養成講座と啓発イベントを実施します。(参加者:200名)
(3) 市民おもしろ大学の開催	魅力的で多様な生き様の市民を講師に招き、市民同士の学びあい、交流の促進、市民活動への参加などを目的に市民おもしろ大学を開催します ■多様な市民を講師に招いた「市民おもしろ大学」の開催	◆魅力ある多様な分野で活躍する市民を講師に招き年間4回実施します。(参加者:160名)
(4) 夏！体験ボランティアの実施	福祉施設や市民活動団体の協力を得て、市民のボランティア活動へのきっかけづくりを目的にした「夏！体験ボランティア」を実施します ■福祉施設、児童館、保育園、環境団体などのプログラムへの体験ボランティアの実施	◆7～9月に実施します。中高年層の参加プログラムの開発も検討します。(参加者:180名、体験プログラム数:90)
(5) NPO法人設立ガイドランスの実施	NPO法人格を取得して市民活動を行ないたい市民を対象にガイドランスを実施して市民活動の活性化を図ります ■NPO法の解説やNPO化の意義、申請手続きなどを伝えるガイドランスの実施	◆年間4回開催します。(参加者:40名)
(6) 市民活動団体向け実務講座の開催	NPO法人を目指す団体の定款のつくり方や団体運営に欠かせない会計、税務、労務といった実務に関する講座を開催し、団体運営の基盤構築に寄与します ■「定款のつくり方」、「会計」、「税務」、「労務」に関する実務講座の実施	◆税理士や社会保険労務士といった専門職を招いた連続講座を実施します。(参加者:80名)
(7) 市民活動団体向けマネジメント講座(応援講座)の開催	市民活動団体が目的達成や地域社会の課題解決力をつけるために講座を開催し、市民活動団体の運営の充実を図ります ■目標管理や会議の運営、広報力アップなど、NPO団体の課題に応じたマネジメント講座(応援講座)の開催	◆登録団体連絡会などを通じ、市民活動団体の課題を探りながら年間2回実施します。(来場者:30団体)

(8) 登録団体連絡会の開催	<p>市民活動センターに登録している団体間の出会いや情報交換、協働、ネットワークの強化による団体や地域の課題解決などを目的に連絡会を開催します</p> <p>■市民活動センター登録団体連絡会の開催</p>	◆年間 2 回開催します。(参加団体:30 団体)
(9) 市民活動助成事業の実施	<p>市民活動団体の立ち上げ資金や、事業資金を助成して市民活動団体の活動の充実を図ります</p> <p>■市民活動団体助成事業の実施</p>	◆利用しやすい助成事業を目指し手続きの簡便な低額助成制度を検討していきます。(助成団体:25 団体)
(10) 事務機器などの貸出機材の整備	<p>市民活動団体の円滑な会議運営、事務の効率化などを図るために、事務機器などを整備し、貸出しを行います</p> <p>■印刷機、PC、拡大コピー機、紙折り機などの貸出し</p> <p>■ボランティアルームの貸出し</p>	◆多様な事務機器、車椅子、図書、備品、スペースの貸出しを行います。(活用団体:800 団体)
(11) 情報コーナーの整備・登録団体紹介冊子の発行	<p>ボランティア・市民活動を行いたい市民が気軽に情報を得ることが出来るよう、情報コーナーを整備するとともに市民活動センターたちかわに登録している団体の紹介冊子を発行します</p> <p>■情報閲覧コーナーの整備</p> <p>■図書の整備</p> <p>■市民活動センター登録団体紹介冊子の発行</p>	◆市民が市民活動などに関する多様な情報を気軽に手に取ることが出来るようにします。(掲示数:1500件)
(12) 「市民活動センター★たちかわ通信」の発行	<p>ボランティア活動、市民活動などに関する情報を基本とした通信を毎月発行し、市民活動の推進を図ります</p> <p>■市民活動センター★たちかわ通信の発行</p>	◆毎月1回 5,300 部発行します。なお、社協あいあい通信発行月については、その通信に掲載します。
(13) 「市民活動WEBたちかわ」の充実	<p>市民活動や市民活動センターなどに関する情報が、いつでも入手できるよう、ホームページの充実を図ります</p> <p>■ホームページ:「市民活動 WEB たちかわ」の充実</p>	◆迅速な情報入手に資するよう、定期的な更新、魅力あるページづくりを行います。(年間アクセス数:24,000件)
(14) ボランティア保険の加入受付	<p>ボランティア活動中の万一に備えた、ボランティア保険、行事保険の加入を受け、安心してボランティア活動ができるよう支援します</p> <p>■ボランティア保険の加入受付の促進</p>	◆年間を通したボランティア保険、イベントごとの行事保険の加入を促進します。(ボランティア保険加入数:4,000人)

IV 生活福祉資金貸付事業●東社協受託事業

他機関からの借入れが困難な低所得世帯等を対象に、世帯の経済的自立を目的として、民生委員と連携を取りながら、生活福祉資金等の貸付事業を行います。

1. 生活福祉資金等貸付事業

事業名等	内容	備考
(1) 生活福祉資金	更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、災害援護資金の6項目について、貸付を行うとともに、利用している方への償還事務を行います	◆20 年後半からの経済不況により、離職者支援資金については、21 年度のみ、基本貸付に併せて、子育て世帯等への上乗せ貸付などを行います。また、再就職支援として、貸付決定後には就職のためのキャリアカウンセリングを受
(2) 離職者支援資金(再就職支援貸付事業)	生計中心者が離職したことによって、生計の維持が困難になった世帯を対象に、月額 20 万円以内を 12 ヶ月を限度として、生活資金の貸付を行います	

(3)緊急小口資金	低所得世帯で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合、10万円までの資金の貸付を行います	けていただくなど、東京都しごとセンターと連携して支援を行います。
(4)長期生活支援資金	現在居住している自己所有の不動産に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行います	
(5)要保護世帯向け長期生活支援資金	不動産を所有する要保護状態の高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活資金の貸付を行い、世帯の自立支援や、生活保護制度の適正化を図ります	

2. 研修事業等

事業名等	内容	備考
(1)生活福祉資金調査委員会	生活福祉資金の貸付や償還猶予、利子免除、貸付世帯などを調査・審議する委員会を設置しています ○委員 10名	
(2)民生委員研修	民生委員を対象に、制度を取り巻く新たな流れについての講演やケース検討などを行い、利用者の生活支援に寄与できるよう研修を実施します(年1回)	

V 地域包括支援センター事業●立川市受託事業

地域包括支援センターは、高齢者福祉を中心とした地域ケアにおける総合的な相談対応、マネジメントを担う中核機関として、社会福祉士、保健師・看護師、主任介護支援専門員といった専門職を配置し、地域に総合的・重層的なサービスネットワークを構築することを基盤として、以下の4つの業務を行います。

①「総合相談・支援機能」

地域の高齢者の実態把握や総合相談対応・支援、関係機関とのネットワーク形成などを行います。

②「権利擁護事業」

立川市福祉保健部や社協地域あんしんセンターをはじめとした地域の権利擁護関係機関との連携のもと、1)高齢者虐待防止への対応、2)措置制度の活用、3)成年後見制度の利用支援、4)困難事例への対応、5)消費者被害の予防・対応の業務を推進します。

③「包括的・継続的ケアマネジメント支援」

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築支援・横の連絡体制の整備、困難事例等に関する介護支援専門員への支援体制の構築を行います。

④「介護予防ケアマネジメント」

要支援者への予防給付のマネジメント、地域支援事業における介護予防の取り組み、地域の予防の取り組み支援を行います。

本会は、地域住民、立川市行政、関係機関・団体との連携に基づき、地域ケアの中核となる基幹的役割の地域包括支援センターを運営し、地域包括支援を進めていきます。また、市内6生活圏域に設置されている6ヶ所の地域包括支援センター、及びランチ機能を果たす福祉相談センターのネットワークの中心となる基幹センターとして、地域における地域包括支援センター活動の支援、及び地域の介護保険サービス事業者・介護支援専門員間のネットワーク形成、活動支援を立川市や関係機関との連携のもとに進め、地域ケア体制の構築を推進していきます。また、社会福祉協議会の各部署と連携し、立川市における地域福祉の推進、住民主体の地域づくりを進めます。

1. 地域包括支援センター事業

事業名等	内容	備考
(1)総合相談支援事業	<p>市民や関係機関・団体とネットワークを形成し、地域の実態把握を行い、市民のニーズに対する総合相談支援を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ■総合福祉センターにおける総合相談実施 ■介護保険の相談対応・申請代行 ■介護予防・生活支援事業の相談対応・申請代行 ■介護サービスについての苦情対応 ■訪問相談対応の随時実施 ■担当生活圏域(富士見町・柴崎町)の実態把握業務(300件) ■小地域ケア会議の開催(年間6回) ■地域におけるボランティア活動・市民活動とのネットワーク構築 ■高齢者見守りネットワークの推進 	<p>◆地域のボランティア活動や市民活動との連携のために、地域包括支援センター6ヶ所と社協の小地域福祉活動・市民活動センターたちかわとの連携・推進を継続して進めます。</p> <p>◆民生委員活動との連携による支援を行います。</p>
(2)権利擁護業務	<p>市福祉保健部、及び地域の権利擁護業務や成年後見制度推進における中核である「地域あんしんセンターたちかわ」との連携のもとに、各地域包括支援センターが地域の一時的窓口として住民のニーズを把握し、市民の問題解決、支援に取り組んでいきます。また、地域包括支援センター・福祉相談センターの社会福祉士、あんしんセンターたちかわ職員、市高齢福祉課職員担当職員による「権利擁護業務連絡会」を定期開催し、権利擁護業務にかかる情報交換・共通対応の推進、事例検討を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域あんしんセンターたちかわとの連携による市民の権利擁護の推進 ■高齢者虐待防止・養護者への支援 ■老人福祉施設への措置制度の活用 ■困難事例への対応 ■消費者被害の防止 	<p>◆関係機関間の連携強化の為に、定期的にセンター社会福祉士、社協あんしんセンター職員、行政職員による「権利擁護業務連絡会」を開催し、情報交換・共通対応を促進します。</p> <p>◆市消費生活センター等の関係機関が連携して消費者被害の防止への取り組みを実施します。</p>
(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援	<p>○包括的・継続的ケア体制の構築</p> <p>施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域における介護支援専門員・介護サービス事業者のネットワークの構築 ■日常的個別指導・相談対応 ■援困難事例等への指導・助言 	<p>◆介護支援専門員連絡会、研修会、小地域ケア会議などの場を活用して、介護支援専門員間の横の連絡体制を強化します。</p> <p>◆地域包括支援センターの主任介護支援専門員による「ケアマネジメント支援業務連絡会議」を開催し、共通対応による介護支援専門員へのサポート体制を強化しています。</p>

<p>(4)介護予防ケアマネジメント業務</p>	<p>○地域における要介護予防の取り組みの推進(地域住民・団体との協働)</p> <p>○特定高齢者の把握、及び介護予防事業に関するケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特定高齢者の把握 ■特定高齢者への情報提供と予防ケアマネジメントの実施 <p>○要支援認定者(要支援1・2)の予防給付に関するケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ■要支援1・2認定者への相談対応と予防ケアマネジメント <p>○介護予防・家族介護教室の開催(年間5回予定)</p> <p>介護予防に関する知識普及や家族介護者の負担軽減を目的として、身近な地域での住民参加、家族介護者参加の教室、情報交換会を実施。</p> <p>○介護予防リーダーの養成・フォローアップ</p> <p>地域での予防の取り組みの普及促進を目指し、介護予防リーダー・健康体操指導者の養成・フォローアップを、地域包括支援センター「介護予防業務連絡会」のなかで検討し、地域のリーダー的人材の養成を図ります</p>	<p>◆地域包括支援センターの看護師を中心とした「介護予防業務連絡会」を開催し、特定高齢者への対応の共通化を進めます。</p> <p>◆要介護認定ソフトの改定により、要支援1・2認定者が増加することが予測されます。センターは連絡調整、訪問、制度説明、利用契約、予防プラン作成、事業者等との調整などの業務量が多大となっています。</p> <p>◆地域住民向けの予防教室、家族介護者教室は、6カ所の地域包括支援センター、3カ所の福祉相談センターが年間計画を立てて、市内全域で取り組みます。互いのセンター間の情報交換を進め、効果的な実施を図ります。</p>
--------------------------	--	---

2. 基幹型地域包括支援センターとしての取り組み(市内全域)

事業名等	内容	備考
(1)地域ケア会議の実施	<p>毎月第3木曜日の定例開催。市内地域包括支援センター6ヶ所、福祉相談センター3ヶ所、市高齢福祉課、健康推進課、多摩立川保健所、立川市消費生活センター、地域あんしんセンターたちかわ、市内病院ソーシャルワーカーらが参加し、地域ケアについての情報交換、意見交換の場となるよう、基幹センターとして企画、開催、進行を担当します</p> <p>センター間の業務の平準化を図るとともに、関係機関間のネットワーク構築、情報交換を促進していきます</p>	<p>◆消費生活センターも参加し、消費者被害予防の情報交換を実施します。</p> <p>◆医療制度改革に伴い、市内病院、保健所からの情報提供・意見交換も実施します。</p> <p>◆社協あんしんセンター・市民活動センターも参加し、地域包括支援センターとの連携に努めます。</p>
(2)地域包括支援センター・権利擁護業務連絡会	<p>地域包括支援センター・福祉相談センターの社会福祉士、地域あんしんセンターたちかわ担当職員、市高齢福祉課担当職員・保健師による「権利擁護業務連絡会」を2ヶ月に1回定期開催し、高齢者虐待防止法、成年後見制度利用支援、困難事例への対応などの情報交換・事例検討を行い、地域包括支援センターの権利擁護業務の円滑な推進の為に基盤整備を進めます。年6回開催予定。その他、緊急対応が必要なケースが出た場合は連絡会を随時開催します</p> <p>地域の高齢者虐待防止・養護者への支援をテーマとした普及啓発、関係者への研修を行います。また、関係機関による拡大ネットワークの構築については、市高齢福祉課、あんしんセンターたちかわとの共同のもとに推進します</p>	<p>◆センター職員の高齢者虐待防止法、成年後見制度などの共通対応を促進します。</p> <p>◆高齢者虐待防止法に伴う、「立川市高齢者虐待対応マニュアル」を平成20年度から施行しています。</p> <p>◆支援困難事例への対応方法の検討の実施を行います。</p>

<p>(3)地域包括支援センター・介護予防業務連絡会</p>	<p>市健康推進課保健師、市高齢福祉課担当職員、地域包括支援センターの看護師、市民活動センターたちかわ担当職員による「介護予防業務連絡会」を2ヶ月に1回定期開催し、特定高齢者への予防ケアマネジメント、地域での予防の知識の普及・啓発などの情報交換・事例検討を行い、地域包括支援センターの介護予防業務の円滑な推進を図ります。その他、地域包括支援センターの介護予防教室についてのセンター間情報交換・共同対応を推進します(年6回)</p>	<p>◆特定高齢者への対応、介護予防マネジメントの方法の検討、センター間の共通理解の促進のほか、市民活動センターなどとの連携による地域住民活動との連携、社会資源開発の検討を行います。</p>
<p>(4)地域包括支援センター・ケアマネジメント支援業務連絡会</p>	<p>地域包括支援センターの主任介護支援専門員、地域あんしんセンターたちかわ担当職員、市高齢福祉課担当職員・保健師による「ケアマネジメント支援業務連絡会」を定期開催し、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心とした包括的・継続的ケアマネジメント支援業務についての情報交換・事例検討を行い、地域包括支援センターのケアマネジメント支援業務の円滑な推進の為に基盤整備を進めます(年6回)</p>	<p>◆地域包括支援センターの主任介護支援専門員の地域の介護支援専門員に対する指導・助言機能の向上、ケアマネジメントの地域基盤の整備を進めます。</p>
<p>(5)介護支援専門員への支援</p>	<p>○立川市介護支援専門員研修会の実施(年5回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任研修、現任研修、専門研修のレベル別の研修プログラムを設定し、地域の介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を目的として開催します。相談援助面接技法、家族へのケア、介護予防の知識、認知症ケアなどの研修プログラムを外部の専門講師を招いて実施します <p>○立川市介護支援専門員連絡会(年4回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター6ヶ所の主任介護支援専門員、及び6生活圏域から選出された介護支援専門員による連絡会幹事会を組織し、連絡会における企画、実施、運営を行います。行政からの情報伝達、及びグループ討議を中心に介護支援専門員間の横の連携体制構築を行います ・東京都介護支援専門員研究協議会地域ブロック会への協力 <p>○福祉用具・住環境相談(年8回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員からの相談に対応し、理学療法士を利用者の自宅に派遣し、福祉用具の適用や活用、在宅生活継続に向けた住環境整備についてのアドバイスを実施します ・総合福祉センター1階の福祉用具展示・情報提供コーナーを活用した市民・利用者への相談対応を行います(随時) ・介護支援専門員・介護サービス事業者・市民を対象とした福祉用具・福祉住環境に関する相談対応、情報提供を実施します 	<p>◆介護支援専門員の活動の基礎となる知識・技術・価値の習得と実践現場の課題に即した研修プログラムを設定します。</p> <p>◆地域包括支援センターの主任介護支援専門員と各生活圏域の介護支援専門員の連携がスムーズになることを意図して幹事会の場を設置します。</p>

<p>(6) 介護保険事業者・地域ケア関係者への支援</p>	<p>○立川市高齢者ケア研究会 ・市内の地域ケア関係者を対象として、事例研究を中心とした「高齢者ケア研究会」を開催し、地域ケア関係者間の情報交換とサービスの質の向上を推進します。国や都のケアマネジメントリーダー研修修了者、地域包括職員を中心とした幹事会を組織し、企画・実施運営します。</p> <p>○立川市訪問介護事業者連絡会(年2回) ・在宅ケアの中心的なサービスである訪問介護事業者の管理者・サービス提供責任者を対象とした連絡会を開催し、立川市からの情報提供、グループ討議等を活用した互いの情報交換の促進、先進事例の紹介、外部講師を招いての研修会を実施します</p> <p>○立川市通所介護・リハビリテーション事業者連絡会(年2回) ・在宅ケア、介護予防等で中心的な役割を果たす通所系サービスの実務担当者を対象とした連絡会を開催し、立川市からの情報提供、グループ討議を活用した互いの情報交換の促進、予防プログラム等の先進的な取り組みの紹介、外部講師を招いての研修会を実施します</p> <p>○立川市介護施設相談員・介護支援専門員連絡会 ・市内の介護施設の相談員や介護支援専門員の横の連携体制を構築することを目標とします。高齢者虐待防止に関する各施設の取り組みや地域連携に関する職員への研修・周知に関する情報交換を進めます</p> <p>○その他、市高齢福祉課と共催して、随時必要となる事業者連絡会全体会を企画・実施します</p> <p>○悪質商法撃退キャラバン実行委員会への協力 弁護士会多摩支部の弁護士を中心として、消費生活センター、立川警察署などが協力する「悪質商法撃退キャラバン」の企画・実施に協力し、地域における悪質商法の防止・予防に関する啓発を進めます</p> <p>○FAX 等を使用して市内の新規事業者、制度改定等に関するサービス事業者への情報の周知</p>	<p>◆介護保険施行以前より地域で定期的 に開催され、地域ケアネットワーク形成の土台となっている研究会です。医師等の専門職の参加もあり、地域ケア関係者の勉強と情報交換の場となっています。医療・介護・福祉の連携をはじめ参加者による積極的な実践報告・研究発表の場となるように企画を進めます。</p> <p>◆平成20年度より訪問介護事業者による幹事会を結成し、連絡会の企画内容の検討を進めています。</p> <p>◆通所介護・リハビリテーション事業所による市内幹事会を結成し、連絡会内容の企画の検討を進めています。</p> <p>◆キャラバンの内容や周知方法を検討します。</p>
<p>(7) 地域福祉市民フォーラム</p>	<p>市民や地域ケア関係者の参加・協力のもと、地域福祉の推進を目的とした「地域福祉市民フォーラム」を開催し、地域福祉の課題検討・地域の取り組みの紹介を行います。 ○12月開催予定。</p>	<p>◆市民参加によるフォーラムとして、地域住民やケア関係者が地域福祉推進や今後の取り組み課題について互いに意見交換する場として毎年開催しています。</p>

(8)高齢者等見守りネットワーク相談協力員全体研修	立川市高齢者等見守りネットワークの相談協力員および地域包括支援センター・福祉相談センターの職員を対象とした全体研修会を企画・実施します	◆見守りネットワーク事業の相談協力員の全体研修の場として年2回程度実施。 ◆担当生活圏域内の協力員懇談会も併せて実施します。 ◆平成20年度から開始された「ちよつとボランティア」の登録者への研修を企画実施します。
(9)認知症サポーター養成研修	認知症についての理解を深め、地域で支え手となる「認知症サポーター」の養成を地域の関係団体の協力のもと進めていきます	◆地域の自治会や老人会、地域グループとの協力のもと、サポーター養成を進めていきます。
(10)東京都基幹型地域包括支援センターモデル事業	東京都が平成20年度から進めている「基幹型地域包括支援センターモデル事業」のモデル地区として立川市が選定されています。市行政、関係機関との連携に基づき、基幹型地域包括支援センターの機能と役割についての研究・機能提示を推進します	◆東京都の指定により、都内で世田谷区、新宿区、板橋区、国分寺市、立川市がモデル地区となっている。モデル事業2年目となり、1年目の成果をふまえ、モデル成果を提示します。
(11)東京都社会福祉協議会センター部会・北南ブロック会	東京都社会福祉協議会センター部会へ参加・協力し、地域包括支援センター事業にかかる情報交換・ブロック活動等を推進します	◆平成20年度に幹事市として、ブロック会議の取りまとめを実施します。

VI 市受託事業

立川市からの委託を受け、高齢者や障害者等を対象にサービスを提供します。

1. 機械入浴事業

事業名等	内容	備考
機械入浴事業	自宅での入浴が困難な、在宅の寝たきり高齢者や障害者を対象に、総合福祉センターにおいて定期的に機械入浴サービスを提供します	◆利用者宅と施設の間は特殊寝台車で送迎します。

2. 難病患者等ホームヘルプサービス

事業名等	内容	備考
難病患者等ホームヘルプサービス	難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるように家事、介護を提供するホームヘルパーを派遣します	◆市内の難病認定者が非常に少ないので、現状の派遣を維持し利用者の状態安定を図ります。

VII 福祉作業所事業

企業就労が困難な心身障害者が通所し、授産作業等を通して収入を得ることで自立した生活を支援するために、福祉作業所を運営します。また、各作業所では、それぞれの地域性をいかして、地域住民や団体との連携により地域交流活動を行います。

■ 一番福祉作業所

1. 授産事業

事業名等	内容	備考
(1)民間企業からの授産作業	付録の袋詰め・お菓子等化粧箱組立て・シール貼りなどの軽作業を行います	◆新規作業の開拓をしていき利用者個々の適正に応じた作業の確保を目指します。
(2)喫茶事業	隣接する天王橋会館への飲み物の宅配を行います	
(3)手づくり品	自主製作品を昭和記念公園(わくわくショップとして)や地域でのイベント、市内等の販売協力店に納品、販売を行います <ul style="list-style-type: none"> ■6月下旬:天王橋会館祭り ■8月下旬:松明まつり ■9月下旬～11月上旬:昭和記念公園コスモス祭り ■12月上旬～12月下旬:昭和記念公園ウインターピスタイルミネーション ■伊勢丹あいあいステーション他販売協力店 	◆授産作業が忙しく、生産するのが難しい実状があります。

2. レクリエーション活動の実施

事業名等	内容	備考
(1)一日外出	○5月上旬 ○11月下旬 ○2月下旬	◆利用者で行く場所を決めることで自己決定力の向上を図ることや、公共交通機関を利用し、社会性を身につけることを目的に行います。

3. ボランティア・実習生の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)ボランティア	夏の体験ボランティアや年間を通して、作業ボランティアの受け入れを行います	
(2)実習生	社会福祉士資格を目指す学生等の受け入れを行います	
(3)利用者実習	8月中旬 武蔵台特別支援学校実習生を受け入れます	◆実習を通して将来の進路に役立てていただきます。

4. 地域自治会等との交流

事業名等	内容	備考
(1)天王橋会館運営委員会	定例会議(年10回程度)のほか、会館行事(年3回)に参加します	◆運営委員会に参加することで作業所、利用者の啓発、理解へと繋がると考えます。 ▲地域住民と施設との交流を図ること

(2)西砂・一番市民活動ネットワークとの連携	作業所の庭を整備し、市民とともにガーデニング活動を行います。月に1回の定例会に参加して、情報交換に努めます	◆地域住民と施設での交流を図ることで、地域とのつながりを強くするとともに、同じ地域で生活していることを相互に確認しあうことができます。
(3)地域交流事業	○年2回(6月下旬・3月上旬) 天王橋会館まつり:6月下旬 もちつき大会:3月上旬	

■栄福祉作業所

1. 授産事業

事業名等	内容	備考
(1)民間企業からの授産作業	○付録の袋詰め ○ポストイング(チラシ配り) ○岩塩袋詰め ○入浴剤袋詰め	◆新規作業の開拓をしていき利用者個々の適正に応じた作業の確保をめざします。
(2)手づくり品	○自家栽培ミント製品(しあわせフクロウ等) ○キャンドル製作	◆自家栽培のため、ミントの育成段階から作業に関わることができ、多くの作業工程から適材適所を見出せます。

2. レクリエーション活動の実施

事業名等	内容	備考
(1)ランチショッピング	年2回実施 所持金の中で昼食を選び、購入する	◆社会性を身につけるために行います。
(2)流しソーメン	8月初旬1回	◆季節行事を通して日々の生活を豊かにすることを目的としています。
(3)外出 プール活動	8月下旬 ・昭和記念公園レインボープール利用	

3. ボランティア・実習生の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)ボランティア	夏の体験ボランティアや年間を通して、作業ボランティアの受け入れを行います	
(2)実習生	社会福祉士資格を目指す学生等の受け入れを行います	
(3)利用者実習	8月中旬 武蔵台特別支援学校実習生を受け入れます	◆実習を通して将来の進路に役立てていただきます。
(4)立川ろう学校 体験ボランティア	ろう学校中学部のボランティア体験を受け入れます(年3回)	

4. 地域自治会等との交流

事業名等	内容	備考
(1)栄作業所夏まつり	○8月上旬 ・自治会、グットネイバー、子供会等地域の方々の協力により開催	◆地域の方と利用者との「顔が見える関係づくり」を目指します。また、利用者が多くの経験をするにより社会経験の向上を図ります。

■富士見福祉作業所

1. 授産事業

事業名等	内容	備考
民間企業からの授産作業	○付録の袋詰め ○ポストイング(チラシ配り) ○ODM封入作業他	◆新規作業の開拓をしていき、利用者個々の適正に応じた作業の確保をめざします

2. レクリエーション活動の実施

事業名等	内容	備考
(1)一日外出	○年2回の開催 5月下旬 11月下旬	◆利用者で行く場所を決めることで自己決定力の向上を図ることや、公共交通機関を利用し、社会性を身につけることを目的に行います。
(2)各季節の行事	7月～9月 プール活動 1月上旬 新年会	◆作業だけでは感じられない季節感を得るために行います。

3. ボランティア・実習生の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)ボランティア	夏の体験ボランティアや年間を通して、作業ボランティアの受け入れを行います	◆地域のボランティアの受け入れを行い、市民と利用者との交流の場をつくっていきます。
(2)実習生	社会福祉士資格を目指す学生等の受け入れを行います	
(3)利用者実習	8月中旬 武蔵台特別支援学校実習生を受け入れます	◆実習を通して将来の進路に役立てていただきます。

4. 地域自治会等との交流

事業名等	内容	備考
(1)地域老人会との交流	○ゲートボール…毎週金曜日、自治会内公園で実施。 ○切手きり…毎月第4火曜日にサロンの場として作業所にて合同で実施 ○公園清掃…毎月第1, 3火曜日、自治会内公園の清掃のお手伝い	◆地域の方と利用者との「顔が見える関係づくり」を目指します。また、利用者の社会経験の充実を図ります。

(2) 地域自治会との交流	○地域自治会への加入…自治会に加入、4月上旬に総会参加予定 ○流しそうめん…7月上旬 富士見作業所前にて実施予定(招待:自治会、あすなろ会(老人会)、地域自治会) ○もちつき…2月中旬 富士見作業所前にて実施予定(招待:自治会、あすなろ会(老人会)、地域自治会)	
---------------	---	--

■三作業所共通の事業

1. レクリエーション等

事業名等	内容	備考
(1)遠足	6月下旬	◆利用者で行く場所や行程を決めることで自己決定力の向上を図るとともに社会経験の場を提供していきます。
(2)宿泊事業 (2泊3日)	9月上旬	
(3)クリスマス会	12月下旬	
(4)立川市心身障害者スポーツ大会	10月4日(日)	◆実行委員会に参加。立川市内のさまざまな障害がある方や市民とのふれあいを目的に開催しています。

2. 研修・その他

事業名等	内容	備考
(1)立川市内福祉施設交流連絡会	市内の施設が集まり交流会や勉強会を開催します ○研修会 年2回 ○定例会 隔月開催	◆立川市内の福祉施設が連携し、情報を共有することにより各施設利用者へのサービス等事業の充実を図ることを目的としています。 ◆自立支援法以降、作業所間の役割分担についての議論が必要となっています。
(2)職員研修	○東京都障害者通所施設職員研修会(年8回程度) ○市立心身障害児・者施設協議会主催職員研修会(年2回程度)	
(3)利用者健康管理	○健康診断 8月中旬実施予定 ○歯ミカップへの参加 10月頃開催予定	◆多摩立川保健所と連携を図りながら「健康」を推進していきます。

3. 立川市受託作業

事業名等	内容	備考
(1)花苗の育成	立川市からの委託作業として、公園や歩道の植え込みに植える花を3期に別けその季節の花の苗を育成します ○第1期…5月中旬～6月中旬 ○第2期…9月中旬～10月中旬 ○第3期…11月上旬～12月中旬	◆利用者個々の適性に合った作業を確保して工賃のアップを目指します。 ◆社協として、市内の施設を取りまとめる役割を担っています。
(2)都市軸の清掃	立川市からの委託事業として市内の施設と協働して毎週水曜日に清掃を行います ○1施設としては月2回、上半期については計12回の清掃活動を行います	

VIII 居宅介護支援事業

利用契約された市民に対し、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、質の高いケアマネジメントを行うことにより、市民の安心した生活に寄与します。また契約制度における地域のセーフティネットとして援助困難事例や介護予防計画作成への対応を、立川市、地域あんしんセンターたちかわ、地域包括支援センターと連携して実施します。

事業名等	内容	備考
(1)介護サービス計画の作成	立川市民の居宅サービス計画を作成することにより ①市民の安心に貢献し、②市内の福祉・介護ニーズを把握し、地域包括支援センター事業と連携を図り、③介護保険事業全体の健全運営に寄与します ■契約された市民に対するケアマネジメントの実施 ・初期相談～訪問面接 ・アセスメント(生活課題の分析・抽出) ・ケアプラン(介護・予防サービス計画)の作成 ・サービスの実施(依頼・連絡・調整) ・モニタリング(状況確認、サービス担当者会議開催) ・評価～再アセスメント 以上を繰り返すケアマネジメントサイクルの実施を通し、市民の生活課題の解決、生活の質の向上をめざします	◆介護サービス計画作成月間120件以上、予防サービス計画作成10件以上の作成を行います。 ◆居宅介護支援事業所からみる地域サービス全体のモニタリング機能をもっています。ケアマネジメントは介護保険制度の要となるもので、ケアマネジャーは制度におけるキーパーソンの役割があります。困難といわれる事例が地域から見放されることの無いようセーフティネットの役割を担っています。
(2)小地域ケア会議への参加	『小地域における福祉ネットワーク作りへの貢献』 地域包括支援センターが実施する小地域ケア会議への参加・協力により、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員、各関係機関との情報交流を行い、小地域ネットワーク作りに寄与します	◆ケアマネジメントの実施を通し、介護保険事業に関わる相談機関間の連携を強化します。また民間サービス事業所とのパイプ作りを担い、市内のケアマネジャー等の持つ悩みや制度の課題等に早く気づく事で、立川市や地域包括支援センターとの連携を図ってきています。
(3)介護認定調査委託事業の実施	立川市の要介護認定調査(訪問調査)に協力します	◆立川市への協力および他市在住者で市内の近隣施設入所者、近隣病院入院者への調査協力を実施します。

IX 通所介護事業

地域におけるセーフティネットを構築し、地域の福祉課題を把握するために、「介護予防通所介護」「一般型通所介護」「介護予防認知症対応型通所介護」「認知症対応型通所介護」の事業を行います。

通所介護事業は要支援、要介護認定を受けた高齢者がデイサービスに通い、仲間とふれ合うことで社会的孤立感を解消し、創作的活動や機能訓練を通じて心身の機能の維持を行い、利用者家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的とします。

1. 一般型通所介護

事業名等	内容	備考
(1)介護予防型通所介護	要支援者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います	
(2)一般型通所介護	要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います	

2. 認知症対応型通所介護

事業名等	内容	備考
(1)介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います	
(2)認知症対応型通所介護		

3. 会議・研修計画

事業名等	内容	備考
(1)運営会議	常勤職員が出席し、運営課題の改善を図ります	
(2)全体会議	常勤、非常勤職員の全員が参加し、情報共有、業務改善を図ります	
(3)全体研修	常勤、非常勤職員の全員が参加し、全体の能力向上を目的に、講演会や事例検討等の研修を行います	
(4)運転手研修	送迎車運転手の技能の向上のために、外部研修に参加します	

X 訪問介護事業

要支援、要介護認定を受けた高齢者が、住みなれた地域での生活を継続できるように、その居宅にホームヘルパーを派遣します。

1. 訪問介護

事業名等	内容	備考
(1)介護予防訪問介護	要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる支援を行います	
(2)訪問介護	利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います	

2. 会議・研修計画

事業名等	内容	備考
(1)サービス提供責任者会議	係長、サービス提供責任者が出席し、運営課題の検討やケース検討のために行います	
(2)業務改善会議	係長、サービス提供責任者が出席し、業務課題の改善のために行います	
(3)ヘルパー研修	ヘルパーを対象に、ヘルパーの資質向上を目指してグループ討議や、講師を招いた講演会を行います	
(4)ヘルパーグループ会議	ヘルパーが自主的に課題を選び、勉強会を開催します	

X I 生活介護事業

地域において就労の機会等が得がたい在宅重度障害者が通所し、機能訓練、文化的活動、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を図ると共に生きがいを高めることを目指します。一つの事業所ですが、現在は、身体障害者用のデイルーム（マンボウ）と知的障害者用のデイルーム（コスモス）に分かれて、活動を行っています。

■マンボウ（身体障害者用デイルーム）

1. 日常活動

事業名等	内容	備考
(1)PT(理学療法)	東京小児療育病院より理学療法士を派遣依頼し実施します(年6回)	◆基本動作能力の機能回復・維持を目的に、動きの悪くなった関節の可動域拡大や筋肉低下に対する強化、体力の維持・向上を図ります。
(2)OT(作業療法)	東京小児療育病院より作業療法士を派遣依頼し、実施します(年6回)	◆日常生活の諸動作に必要な心身機能の回復・維持を図っていきます。

(3)プール活動	センター内プールを利用し、実施します(週2回)	◆日常生活では使わない低下した筋力の向上を目指します。
(4)調理活動	調理室とランチルームにて実施します(月2回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけることを目的としています。
(5)足浴	デイルームまたは屋外にて足浴を行います(週2回)	◆足浴によるリラクゼーションを図ります。
(6)ランチショッピング	伊勢丹、高島屋、ルミネなどのデパート内等で実施します ○1月・8月実施予定	◆2~5グループに分かれ、自分の好きな食べ物を選び、お金のやりとりを行うことで社会性を身に付けることを目標とします。
(7)一日外出	6グループに分かれ、目的を持って外出します	◆市内外の施設などへ出かけ、社会経験の幅を広げるよう支援していきます。
(8)音楽	利用者自身が選曲した曲をかけ、発声したり、楽器を鳴らしたりそれぞれに音楽を楽しみます(週1回) ○ボランティアによる音楽会(随時)	◆利用者のリフレッシュ、レクリエーションを目的に実施。各自の好きな音楽を探し、実践することにより他の活動においても自身の意思を示すよう支援していきます。
(9)避難訓練	利用者、職員に対して、避難誘導等の訓練を実施します(月1回)	◆継続的に行うことで災害時にすばやい避難を可能にすることを目的とします。
(10)レクリエーション	利用者全員がかかわれるゲームを考案し実施します(月1回)	◆集団で行うゲームを通して協調性を身につけ、団体の中で自己決定及び意思表示を行う経験を得ることを目的としています。
(11)季節行事	季節を感じることでできるレクリエーションを行います(月1回)	◆行事準備を自ら行うことで、参加しつくりあげる経験を得て、協調性及び主体性を養うことを目的とします。
(12)健康診断	立川保健所にて実施します(年6回) ○20名	◆個々の健康状態を把握し食事や運動について今後の支援に活かします。
(13)お菓子作り	調理室とランチルームにて実施(月1回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけるとともにお菓子を作ることを楽しみます。
(14)家族懇談会	活動方針、満足同調査結果の説明(年2回)	

2. 実習生等の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)東京都立村山特別支援学校実習生受け入れ	実習生を受け入れます	
(2)職場体験	市内中学校生の職場体験に協力します	
(3)実習生受け入れ	「教員免許法の特例による介護等体験事業」における介護体験者を受け入れます	

3. 交流活動

事業名等	内容	備考
(1)他施設との交流	小平市障害福祉センターとの交流会を実施(年1回)	◆他施設の利用者との交流を通じて、出会いによる新たな発見を得ることを目的に実施します。
(2)地域交流会	地域で活躍している様々なサークルと交流会を開催します ○8月下旬開催予定	
(3)四小祭りへの参加	紙すきはがき作り体験、車椅子体験などを行い、交流を図ります ○7月下旬実施予定	◆地域の小学校の祭りに参加し、小学校、保護者や地域の方々に事業を紹介するとともに、小学校、保護者にボランティア参加を呼びかけていきます。
(4)三小祭りへの参加	紙すきはがき作り体験、車椅子体験などを行い、交流を図ります ○10月下旬実施予定	

■コスモス(知的障害者用デイルーム)

1. 日常活動

事業名等	内容	備考
(1)PT(理学療法)	東京小児療育病院より理学療法士を派遣依頼し実施します(年4回)	◆基本動作能力の機能回復・維持を目的に、動きの悪くなった関節の可動域拡大や筋肉低下に対する強化、体力の維持・向上を図ります。
(2)OT(作業療法)	東京小児療育病院より作業療法士を派遣依頼し、実施します(年2回)	◆日常生活の諸動作に必要な心身機能の回復・維持を図ります。
(3)プール指導	総合福祉センター内のプールを使用し講師の指導を受けて実施 ○6月から9月に8回実施	◆水の抵抗や水圧、浮力を生かして、水中運動を行うことで、体力の維持・向上を図っていきます。
(4)プール活動	センター内プールを利用します(週2回)	◆日常生活では使わない低下した筋力の向上を目指します。
(5)健康体操	健康運動指導士の指導を受けて実施します(年12回)	◆バランスボールやゴムボールを使用した体操を行い、体力の維持・向上を図ります。
(6)音楽療法	音楽療法士の指導を受けて実施します(月2回)	◆音楽の持つ生理的、心理的、社会的機能を用いて、心身の機能の維持改善、生活の質の向上を図っていきます。
(7)お菓子作り	調理室とランチルームにて実施します(月1回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけるとともにお菓子を作ることを楽しみます。
(8)調理	調理室とランチルームにて実施します(月1回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけることを目的とします。

(9)一日外出	6グループに分かれ、目的を持って年3回外出します ○6月、9月、通年に実施	◆市内外の施設などへ出かけ、社会経験の幅を広げるよう支援します。
(10)足浴	デイルームにて行います(週1回)	◆足浴によるリラクゼーションを図ります。
(11)スノーズレン	デイルームにて行います(随時)	◆視覚、聴覚、触覚、嗅覚などへの刺激を感じ取り、それを楽しみ、くつろげる環境を提供していきます。
(12)紙作品作り	デイルームにて行います(随時)	◆牛乳パックを再生して紙作品作りを行い、紙鍋敷き、紙コースターなどを創作します。
(13)避難訓練	利用者・職員に対して、避難誘導等の訓練を実施します (月1回)	◆継続的に行うことで災害時にすばや い避難を可能にすることを目的に行いま す
(14)季節行事	季節あった行事を行います 5月 端午の節句 7月 七夕 8月 夏祭り 9月 お月見 10月 ハロウィン 11月 運動会 12月 クリスマス会 1月 新年会 2月 節分 3月 ひな祭り	
(15)健康診断	立川保健所にて実施します(年6回) ○18名	◆個々の健康状態を把握し食事や運動 について今後の支援活動に活かしま す。
(16)家族懇談会	活動方針、満足同調査結果の説明(年1回)	

2. 実習生等の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)東京都立武蔵台 特別支援学校実習 生受け入れ	実習生を受け入れます	
(2)職場体験	市内中学校生の職場体験に協力します	
(3)実習生受け入れ	「教員免許法の特例による介護等体験事業」における介 護体験者を受け入れます	

3. 交流活動

事業名等	内容	備考
(1)地域交流会	地域で活躍している様々なサークルと交流会を開催しま す ○8月下旬開催予定	◆地域の方々に事業を紹介するととも に、地域の方々にボランティア参加を呼 びかけます。
(2)四小祭りへの参 加	紙すきはがき作り体験、車椅子体験などを行い、交流を 図ります ○7月下旬実施予定	◆地域の小学校の祭りに参加し、小学 校、保護者や地域の方々に事業を紹介 する。また、小学校、保護者にボランテ ィア参加を呼びかます。
(3)三小祭りへの参 加	紙すきはがき作り体験、車椅子体験などを行い、交流を 図ります ○9月下旬実施予定	

ⅩⅡ 福祉サービス総合支援事業

「地域あんしんセンターたちかわ」では、判断能力の不十分な市民が、適切な福祉サービス等を利用しながら安心して生活できるよう、福祉サービスの利用にかかる総合相談や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)、成年後見制度利用支援事業と同制度の普及推進、法人後見の受任、苦情相談の受付等を実施します。また成年後見制度の推進機関も兼ねた専門職や市民参画による運営委員会を設置して運営します。

1. 福祉サービス総合支援事業

事業名等	内容	備考
(1)運営委員会	専門職や地域の関係機関により構成し、成年後見制度推進機関としての機能を兼ねて、センターの運営方針や事業計画の検討、法人後見受任や援助困難ケースへの助言・検討などを専門的、客観的に行なうために運営委員会を設置します	◆運営委員は、学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、地域包括支援センター職員(社会福祉士)、障害者関係団体役員、民生委員、行政職員の8名で構成しています。

2. 総合相談事業

事業名等	内容	備考
(1)総合相談の受付	介護保険や障害者自立支援法等の福祉サービス利用や成年後見制度等に関する総合的な相談受付け、相談対応を行います	◆窓口、電話、訪問での相談に応じます。
(2)苦情対応窓口の設置	福祉サービスの利用が利用者と事業者の契約による対等な関係で利用できるよう福祉サービスにかかる苦情等相談を受付けます	◆福祉サービス利用の適切な提供と利用に寄与します。
(3)相続相談の実施	相続に関する親族間の紛争解決や死後の財産等の自己決定の支援などの専門相談として「相続アドバイザー協議会」の協力により実施します	◆毎月第2・4火曜日 午後 伊勢丹あいあいステーション

3. 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

事業名等	内容	備考
(1)地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)	判断能力が不十分で自己選択、自己決定が難しい市民が安心して生活できるよう福祉サービス利用にかかる相談支援等権利擁護事業を実施します ■福祉サービスの利用援助サービス ■日常的な金銭管理サービス ■書類等の預かりサービス	◆福祉サービスの利用援助を中心に利用者本人との契約により実施します。

4. 成年後見制度利用支援事業及び普及・推進

事業名等	内容	備考
(1)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の概要や利用、申立て等に関する相談をセンターおよび伊勢丹立川店内の社協あいあいステーションにおいて司法書士の協力により専門相談として実施します。また地域の団体等の要請に応じた出前講座や同制度に関わる講演会を実施して市民や関係機関等への制度周知や理解に努めます また市長申立ての手続きや後見人等候補者の選定支援を行います	◆専門相談:毎月第2土曜日 午後

(2) 成年後見制度の普及・推進	東京都成年後見制度活用あんしん生活創造事業に基づき、成年後見制度の推進機関として「地域あんしんセンターたちかわ」を位置づけ、行政および関係機関と連携して同制度の普及・推進に努めます ■後見人等連絡会の開催 ■相談会の実施	◆市内で受任されている親族や第三者後見人等の方々への支援と、行政や地域との関係機関等とのネットワークを形成して同制度の普及推進を図ります。
(3) 法人後見人等の受任	後見人等となる親族がいない、また専門職等適切な後見人等がいない市民に対して、本会が法人として後見人等を受任し、権利擁護や安定した生活の支援を継続的に行います	◆受任については運営委員会で検討してその助言、指導に基づいて会長が決定します。
(4) 東京都成年後見人等養成事業への協力	都が実施する「社会貢献型後見人の養成」の修了者を生活支援員や法人後見等の履行補助者として受入れます	◆成年後見制度の第三者後見人等が不足する中、都の実施する市民型後見人の養成事業に協力して、今後市内における同制度の推進に寄与します。

5. たちかわ入居支援福祉制度

事業名等	内容	備考
(1) たちかわ入居支援福祉制度	判断能力の不十分な高齢者や障害者等が民間賃貸住宅の入居または契約更新の際に、親族等の適切な保証人のない市民を対象に地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の契約を合わせて本会が保証人となり、生活サポートを行いながら地域での安定した生活が継続できるよう支援します ■家賃保障 ■残存家財処分 ■死後の事務手続き	◆立川市からの委託事業のため、申請窓口や利用決定は行政で行います。利用決定後、本人との契約によって民間住宅賃貸借契約の保証人となります。

6. 関係機関とのネットワークの形成

事業名等	内容	備考
(1) 連絡会への参加	各種連絡会等へ参加して事業運営に関する情報収集やネットワークの形成を図り、市民の権利擁護や援助困難ケース等の課題解決ができるよう努めます ■東京都 ・区市町村連絡会 ・成年後見制度推進機関連絡会 ・同制度関係機関合同会議 ・苦情対応機関情報交換会等 ■東社協 ・地域福祉権利擁護事業連絡会 等 ■立川市、地域包括支援センター ・地域ケア会議 ・小地域ケア会議 ・福祉相談センター連絡会 ・権利擁護業務連絡会 ・主任介護支援専門員連絡会 ・介護支援専門員連絡会 ・高齢者ケア研究会 等 ■その他関係機関との連絡会等 ・社協北多摩西部ブロック連絡会	◆各種連絡会への参加を通して権利擁護支援システムの充実と共に職員のスキルアップに努めます。

(2)虐待防止に関するネットワーク	高齢者への虐待防止に取り組むネットワークの形成に協力し、権利擁護、成年後見制度推進機関として参加します ■「高齢者虐待防止ネットワーク」への参加	◆行政と地域包括支援センターと作成した「高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて支援を行います。
(3)その他	各種研修会へ参加して職員のスキルアップに努めます。また視察受入れや講師派遣等を行い、立川市の権利擁護システムや事業周知に努めます ■各種研修会等参加 ・東社協地域福祉権利擁護事業専門員、業務担当者、生活支援員研修 ・都成年後見制度基礎、専門研修 ・苦情対応機関研修 ・市介護支援専門員研修 ・社会福祉事業従事者研修 等	◆視察対応や講師派遣等については、あらかじめ内容、目的等の相談調整をした上で受入れています。

ⅩⅢ 自立支援ホームヘルプサービス事業

障害者自立支援法に則り、身体障害、知的障害、精神障害のある方々が自立した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣します。

1. 居宅介護事業

事業名等	内容	備考
居宅介護事業	障害者の居宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、通院時に必要な介助を行います	

2. 重度訪問介護事業

事業名等	内容	備考
重度訪問介護事業	重度の肢体不自由者で、常時介護を要する方の身体介護や家事援助、移動の介護、見守り等生活全般を支援します	

3. 移動支援事業

事業名等	内容	備考
移動支援事業	肢体不自由者で外出に車椅子を必要とする方や視覚障害者、知的障害者、精神障害者で屋外での移動に著しい制限のある方を対象に外出の支援を行います	

4. 会議、研修計画

事業名等	内容	備考
(1)サービス提供責任者会議	係長、サービス提供責任者が出席し、運営課題の検討やケース検討を行います	
(2)業務改善会議	係長、サービス提供責任者が出席し、業務課題の改善のためを図ります	
(3)ヘルパー研修	ヘルパーを対象に、ヘルパーの資質向上を目指してグループ討議や、講師を招いた講演会を行います	

(4)ヘルパーグループ会議	年5回、ヘルパーが自主的に課題を選び、勉強会を開催します	
---------------	------------------------------	--

XIV 生活安定応援事業●立川市受託事業

一定の所得以下の方の生活安定に向けた緊急対策事業として、生活や就職に関する相談、職業訓練や生活資金の貸付など生活安定や正規雇用に向けたきめ細かな支援を、立川市行政と連携を図りながら実施します。※平成 22 年度までの時限事業

1. 生活安定応援事業

事業名等	内容	備考
(1)就職チャレンジ支援事業	正規雇用を目指す方に対して、キャリアアップなどのための講座や訓練の紹介など、就職に向けた支援を行います	◆昨年 9 月から始まった本事業ですが、就職チャレンジ・チャレンジ支援貸付と合わせて 250 件を超えるお問い合わせがありました。今年度は一部条件が緩和されることもあり、各関係機関・団体への周知をより徹底して行っています。
(2)生活サポート特別貸付事業	上記の就職に向けた訓練や講座を受講した方に対し、無利子で貸付を行います <ul style="list-style-type: none"> ■生活資金無利子貸付金／訓練・講座を受けている間の生活費 ■就職等一時金無利子貸付金／訓練・講座を修了し、就職内定後の、転居資金・就職支度金・技能習得資金 	
(3)チャレンジ支援貸付事業	対象となる子どもがいる場合、学習塾の受講料や大学等の受験料の貸付を行います <ul style="list-style-type: none"> ■学習塾等受講料貸付金／中学 3 年生または高校 3 年生がいる世帯が対象 ■大学等受験料貸付金／高校 3 年生がいる世帯が対象 	

■特別会計事業

I 歳末たすけあい運動事業

共同募金事業の一環として、12月に、市内自治会をはじめ、さまざまな団体に協力を得ながら、地域福祉の推進をはかるために募金活動を実施します。なお、ここで集められた募金については、翌年度に地域福祉活動費として配分を受け、社協の地域福祉推進に活用しています。

事業名等	内容	備考
歳末たすけあい運動募金	地域自治会を中心に、市内各団体に協力を求め、募金活動を実施します ○目標 6,753千円の募金の収納	

II 奨学金事業

離職者世帯の支援を目的の一つにおいて、期間を定め奨学金の貸付を行います。また、その利用状況に応じて事業の見直しを図っていきます。

事業名等	内容	備考
奨学金貸付事業	離職者世帯を対象とした奨学金貸付事業	◆H2年に立川市から移管された事業ですが、生活福祉資金等の充実のため、H15年度より離職者世帯を対象としています。

III 収益事業

法人の自立基盤強化のため、市内公共施設等に自動販売機を設置し、その収益を地域福祉活動に充てていきます。

事業名等	内容	備考
自動販売機の設置	総合福祉センターをはじめ、市内8カ所の施設に10台の自動販売機を設置しています ○目標 2,967千円の収益	◆市内の公共施設を中心に、自立基盤強化のため、設置の拡大を図るとともに、販売機自体を広報の媒体としても活用したいと考えています。

■東京都共同募金会立川地区協力会事業

I 赤い羽根共同募金運動

民間福祉事業の振興を図るために、10月1日より全国的に展開される「赤い羽根共同募金運動」を展開します。歳末たすけあい募金と同様、集まった募金の一部は、地域福祉活動費として、社会福祉協議会に配分されます。

事業名等	内容	備考
赤い羽根募金運動	地域自治会を中心に、市内各団体に協力を求め、募金活動を行います ○目標 4,851千円の募金の収納	◆共同募金会では、共同募金の配分システムの見直しを行っているところ。そうした動きも見ながら、事業を実施していきます。